

一部事務組合下北医療センター医療機能等整備計画策定業務委託仕様書

1 委託業務の名称 一部事務組合下北医療センター医療機能等整備計画策定業務委託

2 委託業務の目的

平成29年3月に策定した「一部事務組合下北医療センター新改革プラン」の主要施策である「時代の変化に応じた医療機能の見直し」に対応するため、当組合を構成する病院及び診療所の医療機能、病床数、経営・財務等に関する評価・検討を行い、今後目指すべき整備方針を定める。

3 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年2月28日(木)まで
ただし、パブリックコメントの実施を予定しているため、計画素案は平成30年9月末日までに作成すること。

4 委託業務の内容

当組合を構成する3病院9診療所の今後の医療機能の見直しを行うため、次の(1)から(5)までの事項について調査・分析を行い、現状の課題を明らかにするとともに、改善策の立案を行う。

また、計画期間は平成31年度から平成35年度までの5年間とし、重要業績評価指標（KPI）の設定及び検証スキームの構築を行う。

- (1) 各施設の医療機能に関すること
 - ① 各施設の診療機能・診療体制について検討する。
- (2) 各施設の病床数及び病床機能に関すること
 - ① 適正病床数及び必要病床機能について検討する。
 - ② 病床の転換等について検討する。
- (3) 各施設の収入の増加と支出の節減に関すること
 - ① 入院診療の課題を明らかにする。（DPCデータの活用支援、クリニカルパスの推進、医療連携の強化等による在院日数の短縮、診療単価の上昇につなげていくための支援など）
 - ② 外来診療の課題を明らかにする。（各施設の外来収益の分析、待ち時間短縮の方策など）
 - ③ 複合的な課題を明らかにする。（圏域内の医療機関と連携強化や機能分担を図る方策など、収入増加につながる支援）

- ④ 医事業務の課題を明らかにする。(施設基準や加算を確実に算定するための支援など)
- ⑤ 医療機器・薬品・診療材料の適正な購入等の課題を明らかにする。(医療機器・薬品・診療材料を適正に購入するための支援など)
- (4) 各施設の業務の効率化に関すること
 - ① 人員の適正配置の課題を明らかにする。(職種ごとの適正な人員配置のための支援など)
 - ② 組織のマネジメントの課題を明らかにする。(統制のとれた組織づくり及び運営の支援など)
- (5) 各施設の将来推計値の算出に関すること
 - ① 入院及び外来患者推計(平成31年度～平成35年度)
 - ② 収支推計(平成31年度～平成35年度)

5 成 果 物

- (1) 成果物の内容
 - ① 一部事務組合下北医療センター医療機能等整備計画書 15部
 - ② 整備計画策定に係る基礎資料(収集資料等) 1部
 - ③ 上記に関する電子データ(CD等) 1式

- (2) 成果物の訂正

受諾者は、提出した成果物の誤り又は訂正事項があった場合には、本業務終了後であっても、当組合と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、当組合へ再提出しなければならない。

- (3) 成果物の帰属

成果物及び作業工程における個人情報印刷物や書類等に係る一切の権利は、当組合に帰属する。

また、これらの成果物の第三者への提供や内容の転載については、当組合の承諾を必要とする。

6 委託料の支払 委託料は、委託業務の完了後に支払うものとする。

7 受託業者に求める基本的事項

- (1) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。
- (2) 「一部事務組合下北医療センター新改革プラン」及び「青森県地域医療構想」を業務遂行の念頭に置くこと。

- (3) 業務委託の実施に当たり、随時の連絡に対応できる体制が取れること。
- (4) 他医療機関の経営情報をはじめ、当組合の状況を比較分析するために必要な情報を積極的に収集、活用できること。
- (5) 仕様書に定めがなくても、当該委託業務の遂行に不可欠であると判断される事項があれば積極的に提案すること。
- (6) 会議のための資料作成とその説明ができること。また、会議に出席の上、会議意見に対する対応方針の検討や議事録作成等をサポートすること。業務委託期間中に予定している検討会議（管理者説明を含む）は4回程度を見込んでいる。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議し、定めるものとする。